

第10次紀の川水系紀の川砂利等の採取に関する規制計画の変更について

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所は、平成27年1月22日、「**第10次紀の川水系紀の川砂利等の採取に関する規制計画**」を変更しました。

【経緯】

紀の川では、「第10次紀の川水系紀の川砂利等の採取に関する規制計画」を平成22年4月1日に策定していたところですが、計画策定後、平成23年の台風などによる出水により河道内に堆積した土砂の一部を対象に、民間事業者による採取を可能とするため、砂利等の採取に関する規制計画の変更を行いました。

【手続き等】

砂利等の採取に関する手続きについては、従来通り河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の申請が必要となります。

また、土石の採取にあたり和歌山県から土石採取料が徴収されます。

手続きについての問い合わせは、下記担当課までご連絡下さい。

【担当課】

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川管理課 管理係

〒640-8227 和歌山市西汀丁16番

電話 073-402-0267

FAX 073-402-2165